

令和4年度 政策特別要領

(みずほ銀行)

1 目的

この要領は、令和4年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第2 政策課題対応資金 3 金融機関提案融資 二 政策特別」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 融資スキームの概要

(1) 取扱金融機関

みずほ銀行

(2) 名称

みずほ経営基盤強化（略称：政特16み経基）

(3) 目的

従業員の健康管理強化及び健康増進に取り組み、下記のア又はイの要件に該当する中小企業者に対して、外部専門機関等と連携した支援と併せて必要な資金を融資することにより、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

ア 全国健康保険協会東京支部、健康保険組合連合会東京連合会又は国民健康保険組合東京協議会から健康企業宣言に関する宣言の証の交付を受けている。

イ 全国土木建築国民健康保険組合から健康事業所宣言証明書の交付を受けている。

(4) 融資目標額

20億円

3 定義

要項総則の2に定めるとおりとする。

また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
健康企業宣言	中小企業者が企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、その取組のサポートを全国健康保険協会東京支部、健康保険組合連合会東京連合会又は国民健康保険組合東京協議会が行うものをいう。
宣言の証	健康企業宣言を行い、企業全体で健康づくりに取り組む旨を全国健康保険協会東京支部、健康保険組合連合会東京連合会又は国民健康保険組合東京協議会に申請した中小企業者に対して、全国健康保険協会東京支部、健康保険組合連合会東京連合会又は国民健康保険組合東京協議会から交付される申請受付の証書をいう。
ヘルスアップチャレンジ	中小企業者が企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、その取組のサポートを全国土木建築国民健康保険組合が行うものをいう。
健康事業所宣言証明書	ヘルスアップチャレンジ宣言を行い、企業全体で健康づくりに取り組む旨を全国土木建築国民健康保険組合に申請した中小企業者に対して、全国土木建築国民健康保険組合から交付される申請受付の証書をいう。

4 融資対象

次の（１）から（３）までを全て満たすもの

- （１）中小企業者であること。
- （２）融資対象の基本要件（要項総則の３）を満たすこと。
- （３）従業員の健康管理強化及び健康増進に取り組むこと。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額 (注1)	2億8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	取扱金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率0.2%に相当する信用保証料を補助する。
保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円以下の場合は原則として無担保とし、8,000万円を超える場合は要項総則の4に定めるところとする。
責任共有制度	責任共有制度が適用される。

(注1)「政策特別」の既往融資残高を含める。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで。

(2) 融資申込受付機関

みずほ銀行

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
要項総則の5に定める書類	所定部数
宣言の証の写し又は健康事業所宣言証明書の写し	1部
「みずほ健康増進取組診断サービス」回答書	1部

7 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるところとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「政特16み経基」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

- (1) 取扱金融機関は、外部専門機関等と連携し、中小企業者に対し、従業員の健康管理強化及び健康増進を含めた経営基盤強化に関して必要な支援を行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、中小企業者等の事業年度終了の日から4か月以内に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

附 則（令和4年3月14日3産労金第1268号決定）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。